

# 商店街DX推進事業啓発動画制作業務委託仕様書

## 1 委託業務名

商店街DX推進事業啓発動画制作業務委託

## 2 委託期間

契約締結日から令和4年7月31日まで

## 3 目的

商店街におけるキャッシュレス決済導入に向けて商店街役員の行動を促し、会員事業者の導入意欲を高める啓発動画を作成する。

## 4 委託業務の内容

商店街におけるキャッシュレス決済導入促進に関する啓発動画制作業務一式

### (1) 用途

①埼玉県ホームページに掲載 (Youtube 「埼玉県公式チャンネル (サイタマどうが) 」に掲載)

URL : <https://www.youtube.com/user/prefsaitama>

②啓発セミナー等で放映

③その他、県が必要と認める団体・個人への動画提供

### (2) 業務内容

以下の条件に基づき、制作すること。

#### ①制作方針

- a キャッシュレス決済導入に向けて、商店街役員の行動を促すよう、意識啓発と必要な知識を提供するものであること
- b キャッシュレス決済について詳しくない人でも容易に理解できる内容とすること
- c 商店街の個店経営者の目線に立って、キャッシュレス決済導入の必要性やメリット等を分かり易く伝え、キャッシュレス決済の導入意欲を高めるものであること
- e 公開するコンテンツは、特殊なソフトウェアのインストールを行うことなく、インターネットを介して、多くのブラウザで閲覧可能であること。またスマートフォンのブラウザでの閲覧性に優れたものとする
- d コンテンツの内容やデザイン等については、受託者が企画・制作するものとするが、適宜、埼玉県と協議を行いながら決定すること
- e 取材に係る費用は委託料に含めること

#### ②構成

内容	商店街組織の役員及び会員に向けた、キャッシュレス決済導入を促進する内容
映像素材	県内のキャッシュレス決済導入店舗や関係者（5人程度）へのインタビューを撮影すること
尺	動画は1本あたり5分程度とすること
動画作成数	4本
動画のテーマ	①費用負担からキャッシュレス決済導入に消極的な方へ向けた啓発 ②キャッシュレス決済導入の必要性を感じない、又は現金決済で十分と考える方へ向けた啓発 ③キャッシュレス決済の機器の操作や、レジのオペレーションが難しそうだと考える方へ向けた啓発 ④商店街におけるキャッシュレス決済導入の進め方
BGM	動画に合わせたBGMを挿入すること
使用期限	使用期限を定めない
規格	ファイル形式は次のいずれかで、Youtube「埼玉県公式チャンネル（サイトマどうが）」に掲載可能なものとする MOV / MP4 / AVI / WMV / MPG / FLV / 3GP / WebM
その他	・同じ内容のテキストデータを作成すること、又は動画に音声解説をつけること ・音声で表現されている情報を字幕として付与すること

### ③撮影

- a ①②に基づき、必要な素材を撮影する。動画撮影については、事前に埼玉県と打合せを行うこと。
- b 映像素材の使用については、この委託事業内で使用のみとし、二次利用を禁じる。
- c 許可が得られない利用者等については、個人が特定できないようモザイク処理を行うこと。
- d 新型コロナウイルスの感染拡大により、活動を休止している団体も多くあることから、過去に自社で撮影した映像素材を有する場合は、県と協議の上で使用することができる。

### ④修正

受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態まで対応すること。

### (4) スケジュール

啓発動画の納品時期

令和4年6月～7月（予定）

## (5) 成果物

完成した成果物（電子データ）はCD-ROMに格納し、直ちに納品すること。

提出先は、埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課商業担当とする。

## 5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 6 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。